

福祉新聞平成 23 年 1 月 3 日

< 障害者用駐車施設 総務省「適正利用を」 >

国交省に対策あっせん

総務省は 12 月 7 日、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、障害者用駐車施設を障害者が適正に利用できるようにするための措置を講じるよう国土交通省にあっせんを行った。地方公共団体や施設設置管理者に参考となるような事例を集め周知すること、不適正駐車防止装置の効果を把握して設置促進のための交付金制度などを周知することを求めている。

「公共施設やスーパーなどの障害者用駐車スペースに健常者が車を停めていて駐車できない」といった苦情が 30 件以上寄せられたことを受けて調査した結果、不適正駐車が全国的に発生していることが判明。また、パーキングパーミット制度（公共施設のほか地方自治体と協定を結んだスーパーなどが共通の利用証を障害者に発行。障害者は利用証を車内に掲示するなどして明示するもの）が 15 県 2 市でしか行われていないこと、駐車ゲートなど不適正駐車防止装置の設置が一部にとどまっていることなどを受けあっせんした。